

問 諮

豊ご発第 6 1 8 号
令和 3 年 8 月 3 日

豊田市環境審議会
会長 千頭 聡 様

豊田市長 太田 稔 彦

豊田市環境審議会への諮問について

豊田市環境基本条例（平成 8 年条例第 27 号）第 23 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

一般廃棄物処理手数料の算定のあり方について

（説明）

本市の一般廃棄物処理手数料については、昭和 5 2 年に制定した後、平成 5 年、平成 9 年、平成 1 3 年、平成 2 2 年の改正を経て現在の手数料に至っています。

現行の手数料については、処理原価と乖離が生じており、ごみ処理経費の適切な受益者負担の観点から、算定のあり方について検討する必要があると考えており、貴審議会の意見を求めるものです。